

2025年
10月号

職場内で掲示・回覧を
お願いします。

健康だより

今年度の健診はお済みですか？

協会けんぽでは、35歳以上の被保険者(従業員)様向けに、年度内おひとり様1回に限り、**「生活習慣病予防健診」**の費用補助を行っています。法令上の検査項目に加え、胃がん・大腸がんもチェックできますので、ぜひご利用ください。

対 象 者	協会けんぽにご加入の35歳から74歳の被保険者（ご本人）様
費 用	総額約19,000円→自己負担額最高 5,282円 （一般健診の場合）
内 容	労働安全衛生法上の健診項目 + 胃がん・大腸がん検査 その他、補助対象となる年齢の方には、婦人科検診や付加健診の補助も実施しています！
予約方法	協会けんぽと契約している健診機関へ直接電話等で予約してください



詳細は、令和7年3月下旬に事業所様へお送りしている「生活習慣病予防健診のご案内」またはホームページをご確認ください。



協会けんぽ奈良支部HP

～生活習慣病予防健診を利用されない事業所様へ～

定期健康診断の健診結果をご提供ください。

協会けんぽでは、国のメタボリックシンドローム対策に伴い、協会けんぽの**生活習慣病予防健診を受診していない被保険者(従業員)様**について、定期健康診断結果の提供を事業主様にお願いしています。提供方法等に関しては、当支部のホームページをご確認ください。



協会けんぽ奈良支部HP



Q 従業員の
個人情報を提供
することは問題
ないの？

A

「高齢者の医療の確保に関する法律(第27条)」により**事業主様が健診結果を保険者へ提供することが義務付けられています。**
また、「個人情報の保護に関する法律(第27条)」で、法令に基づく場合に該当するので、**受診者本人の同意も必要ありません。**



第三者の行為によるケガにより 健康保険を使用する場合について



交通事故等、第三者の行為が原因でケガをした場合でも、健康保険で診療を受けることができます。ただし、健康保険を使用して診療を受けたときは「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。

第三者の 行為による ケガ

相手がいる交通事故



他人からの暴力



他人が飼っている 動物による加害行為



ただし、こんなときは
健康保険が使えません!



※工作中や通勤途中での負傷は、健康保険を利用して診療を受けることはできません。この場合、労災保険が適用されることとなります。詳しくは労働基準監督署にお問い合わせください。

Q

なぜ届出が
必要なので
しょうか?

A

健康保険を使用すると、本来、加害者（相手方）が支払うべき治療費を、協会けんぽ（保険者）がその一部を立て替えて医療機関等に支払うこととなります。

立て替えた分は、後日、協会けんぽが相手方に損害賠償請求をするため、事故等の状況や相手方の情報を「**第三者行為による傷病届**」によりお知らせいただく必要があります。

示談は慎重に！

「健康保険で診療を受けるから治療費は要らない」といった内容の示談をした場合は、損害賠償請求権を放棄したことになり、健康保険を使用して診療を受けることができなくなりますので、示談は慎重に行ってください。

また、協会けんぽが負担した保険給付と同一内容の金銭を加害者（相手方）から受領すると、二重利得となり、すでに給付した保険給付費は返還していただくことになりますので、ご注意ください。

提出書類について

- 1 第三者行為による傷病届
- 2 事故発生状況報告書
- 3 同意書
- 4 交通事故証明書 ※交通事故の場合
- 5 人身事故証明書 入手不能理由書
※交通事故で、上記の交通事故証明書が物件事故扱いの場合

詳細や申請書の
ダウンロードはこちらから
(協会けんぽHP)



負傷原因の照会に
ご協力をお願いします

健康保険を使用してケガの治療を受けた場合、後日協会けんぽから、負傷の原因について照会文書をお送りさせていただくことがございます。照会文書が届きましたら、回答期限までにご回答いただきますようお願いいたします。



全国健康保険協会 奈良支部
協会けんぽ

住 所 〒630-8535
奈良市大宮町7丁目1番33号 奈良センタービル4階
営業時間 8:30~17:15(土・日・祝日、年末年始を除く)
電話番号 0742-30-3700(代表)



協会けんぽ奈良支部
健康づくり推進
イメージキャラクター
ヘルシカくん